

## 工業用水料金の支払猶予について

水 道 課

### 1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境の悪化に伴い、資金繰りが厳しくなった受水企業を支援するため、受水企業からの申請に応じて県営工業用水道事業の料金の支払を猶予することとする。

### 2 支払猶予の考え方

#### (1) 対応方針

国が設置した「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、公共料金の支払困難者に対する猶予措置等の要請がなされており、今後、本県の工業用水の受水企業が、料金の支払が困難な状況に陥る場合に備え、広島県工業用水道条例施行規程第15条ただし書きを適用して支払猶予の対応を行う。

#### (2) 猶予期間及び猶予対象月

- 企業が保証付き融資を受ける場合、申込から実行まで1か月程度を要するため、融資申込の準備等に要する期間も含めて資金繰り対策が十分に行えるよう、猶予期間は4か月とする。
- 猶予対象月は、4月分から7月分まで（5月支払分から8月支払分まで）とし、8月分以降は受水企業のニーズを踏まえて猶予対象月の延長を再度検討する。

### 3 支払猶予の概要

区 分	内 容
要 件	新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水の料金支払が困難になったこと
猶予対象月	令和2年4月分(5月支払分)から7月分(8月支払分)までの料金 〔 8月分以降については、受水企業のニーズを踏まえて、 猶予対象月の延長を再度検討する。 〕
猶予期間	各納期限から4か月以内
手 続	納期限内に納期限猶予申請書を提出し、広島県公営企業管理者の承認を得ること
分納回数	料金の猶予期間満了後、1か月を単位として最大4回まで
そ の 他	無利子（猶予期間中及び猶予期間満了後の分納期間中の利息）、 無担保